様式第１５号（評価項目算定用）

若 手 又 は 女 性 技 術 者 の 配 置

工事名：　(仮称)新産業廃棄物最終処分場　上下水道整備工事(○工区)

商号又は名称：

|  |  |
| --- | --- |
| 若手又は女性技術者の配置 | 現場代理人  主任(監理)技術者　　 として配置する |
| 若手又は女性技術者名 | ○○　○○ |
| 要　　件 | 若年者（35歳未満）・　　女性 |
| 生年月日 | 年　　月　　日 |
| 入札公告日時点の年齢 | 歳 |
| 主任技術者又は監理技術者の資格要件の有無 | 有　　・　　　無 |
| 保有資格要件の内容 | （例）○○施工管理技士等　※証明資料添付 |

　　　該当する項目の□にチェックを入れてください。

（注）

　　１　評価対象となる若手又は女性技術者を配置しない場合は、本書の提出を要しない。

　　２　評価の対象は、当該工事に現場代理人又は主任（監理）技術者として若手又は女性技術者を配置する場合とする。なお、当該工事において現場代理人及び主任（監理）技術者を兼任する場合も評価の対象とするが、他工事と兼務する場合は評価の対象外（製作工における兼務は除く）とする。

　　　３　評価の対象は、入札公告日時点で３５歳未満の若手技術者、又は女性技術者とする。また、元請業者と直接的かつ恒常的な雇用関係があり、入札公告日以前に３ケ月以上の雇用関係がある者とする。

　　４　当該工事の業種区分に該当する主任（監理）技術者の資格要件を有する若手又は女性技術者を現場代理人として配置する場合は、保有資格要件の内容を記入のうえ、資格を有することを証明する資料を添付すること。

**【添付資料】**

**・保有資格の合格証明書の写し、実務経験の証明書類　等**

　　　　なお、主任（監理）技術者の資格要件は、建設業法第7条第2号、同法第15条第2号に規定する資格とし、入札公告日時点において資格を有する場合とする。

５　本工事において配置予定している若手又は女性技術者を申請時点で１名に特定できない場合は、現場代理人及び主任（監理）技術者について、複数（それぞれ３名まで）の者を配置予定の若手又は女性技術者とすることができる。この場合、本書はすべての配置予定若手又は女性技術者について提出するものとし、若手又は女性技術者の評価点については、最も低い評価を受けたものをもって算定する。なお、落札者は、落札者決定から契約前までの間に１名を選択するものとする。

　　６ 本書を提出し工事を落札した者は、本書に基づき、現場代理人及び主任・監理技術者等選（改）任通知書を提出すること。なお、やむを得ない事情により、現場代理人等（本書に記載した若手又は女性技術者）が変更になる場合は、評価を受けた若手又は女性技術者と同等の評価を得られる技術者を配置することができる。

【製作工と架設工（現場据付工）の工種がある場合は、それぞれ別の技術者（評価を受けた若手又は女性技術者と同等の評価を得られる技術者）を配置することができる。】

７　本書どおりの履行がなされなかった場合には、工事成績評定点を減ずる措置を行う。